

会員の入退会等に関する規程（案）

（目的）

第1条 本規則は、日本離婚・再婚家族と子ども研究学会規約（以下「規約」と呼ぶ。）第5条に規定する本会の会員に係る、入退会等に関する事項を定める。

（入会）

第2条 本会の会員になろうとする者は、別途定める入会届に登録事項を記入し、入会申請を行わなければならない。

2 本学会が第1項の申請を受理したときは、理事会にて入会希望者の審査を行い、承認した後に会員名簿に仮登録するものとする。仮登録した場合、入会希望者にその旨を通知し入会金及び年度会費を請求するものとする。

3 仮登録者からの入会金及び年度会費の支払いが確認されたら、その者を本登録し、その旨を通知するものとする。

（変更の届出）

第3条 会員は、前条第1項の登録事項に変更があった場合は速やかに届出なければならない。

（退会）

第4条 本会を退会しようとする者は、別途定める退会届を提出しなければならない。

2 規約第9条により除名された者は、自動的に退会となる。

（休会）

第5条 会員は、正当な事由がある場合、2年を限度に休会の申出をすることができる。

2 理事会にて前項の申出が承認された場合、休会者のその期間の年度会費の支払を免除することができる。

3 休会の申出は別途定める休会申出書にて行う。

4 復会する場合、別途定める復会申出書を提出し行う。復会した場合、会期年度途中にても年度会費を支払うものとする。

5 休会中は、会誌及び総会資料の配送停止等、会員としての資格及び権利は停止される。

附則

この規程は、2021年3月21日から施行する。